



シラバス参照

タイトル「**2017年度 経済学部シラバス**」、フォルダ「**2017年度 経済学部シラバス**」
シラバスの詳細は以下となります。



科目名	労使関係法		
担当教員	植村 新		
対象学年		クラス	E1
講義室		開講学期	後期
曜日・時限	月5	単位区分	
授業形態	講義	単位数	2
準備事項			
備考	標準履修年次 2・3・4年次		
科目名 (英語表記)	Industrial Relations Law		
授業の概要・ねらい	<p>労使関係法とは、労働法の一分野であり、企業（使用者）とそこで働く従業員（労働者）、労働者が組織する労働組合の関係を規制する法的ルール全般の総称です。労使関係法には、例えば、使用者と労働組合との団体交渉、労働協約、争議行為に関する法的ルールが含まれます。労働組合には、労働者が力を合わせてより良い労働条件を獲得したり、1人の労働者に生じた労働問題（解雇、残業代未払、パワハラ等）を解決したりするために、労使関係法上、大きな力が与えられています。労使関係法の知識・理解は、皆さんが将来企業に就職して働いたり（あるいは在学中にアルバイトをしたり）、人を雇って事業を運営するようになったりしたときに、良好な労働条件や職場環境を実現する、大きな力になるでしょう。</p> <p>本講義では、労使関係法を形成する法的ルールを、法律の条文、裁判所の判例や具体的事例をベースに解説します。本講義の受講を通して、労使関係法に関する法的な知識を学ぶだけでなく、学んだ知識を現実の紛争解決に用いるための方法（法的思考方法）を修得することもできるようにすることを心がけます。</p>		
授業計画	回	内容	
	1	労使関係法の全体像－目的と体系	
	2	労使関係法の適用対象－労働者、使用者、労働組合	
	3	労働組合の組織と運営	
	4	組合活動（1）－企業施設の利用	
	5	組合活動（2）－就労時間中の組合活動、その他の活動	
	6	団体交渉（1）－団体交渉の意義・機能、義務的団交事項	
	7	団体交渉（2）－誠実交渉義務、団体交渉拒否に対する法的救済	
	8	労働協約（1）－労働協約の意義・機能、労働協約の成立	
	9	労働協約（2）－労働協約の効力、労働条件の不利益変更	
	10	労働協約（3）－労働協約の拡張適用、労働協約の終了	
	11	争議行為（1）－争議行為の意義・機能、争議行為の正当性	
	12	争議行為（2）－違法争議行為の責任、争議行為と賃金、ロックアウト	
	13	不当労働行為（1）－不当労働行為制度の意義、不当労働行為と使用者	
	14	不当労働行為（2）－不利益取扱い	
	15	不当労働行為（3）－支配介入、労働委員会の救済命令	
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労使関係法の基本的なルールを体系的に修得する 2. 1の知識・理解を用いて、将来自分の身にも生じうる労働問題を、法的に解決できるようになる 		

	3. 日頃ニュースや新聞で報じられる労働問題を、法的に把握・考察できるようになる
成績評価の方法	期末試験として、空欄補充・選択問題・事例問題により、労使関係法の基本ルールに関する知識・理解と、その運用能力を評価します。 受講者数によっては、各講義に小テストを実施した上で、小テストの点数を評価に加えることも予定しています。
教科書	村中孝史・荒木尚志『労働判例百選』(有斐閣、第9版、2016年)
参考書・参考文献	入門に適した教科書として、以下のものがあります。詳しくは、初回の講義で説明します。 講義はレジュメに沿って進めますが、予復習のために、いずれか1冊の購入を推奨します。 小畑史子・緒方桂子・竹内(奥野)寿『労働法』(有斐閣、第2版、2016年) 川口美貴『基礎から学ぶ労働法』(信山社、2016年) 水町勇一郎『労働法』(有斐閣、第6版、2016年) 森戸英幸『プレップ労働法』(弘文堂、第5版、2016年) 安枝英紳・西村健一郎『労働法』(有斐閣双書、第12版、2014年)
履修上の注意・メッセージ	
履修する上で必要な事項	
受講を推奨する関連科目	人権保障システム法(総論・各論)、行政作用法、民法(総則、債権総論・各論)、社会政策
授業時間外学習についての指示	
その他連絡事項	

